

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側が採用するア-1説(制限故意説)について、違法性の意識の可能性を、法による動機づけの機会を保障するものとして考えるならば、過失犯でも必要とされるべきところ、本説からは、違法性の意識の可能性を欠く場合には「故意」を阻却するにすぎないため、過失犯の成立する余地が残ってしまうのではないか¹。
- 10 2. 弁護レジュメ 2 ページ 46 行目および 60 行目において、「違法性の認識を欠くことには相当の理由があった」とあるが、「相当の理由」の基準が不明確ではないか。例えば X について、少なくとも製版所や警察官の指摘によって本件行為が通貨及証券模造取締法に違反する可能性を認識していた訳だから、違法性の意識を有していたと考えることも可能である。

¹ 松原芳博『刑法総論[第2版]』（日本評論社,2017年）262頁。